



山形県公報

令和3年8月20日(金)
第231号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……847
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……848
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……849
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(村山総合支庁北村山農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……850
- 県道の供用の廃止……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……851
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公安委員会関係

規 則

- 質屋営業法施行細則の一部を改正する規則……………852

告 示

- 質物の保管設備基準の一部を改正する規程……………861

正 誤

告 示

山形県告示第666号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
ハイジアインもりや株式会社 山形市上柳28番地	多機能型支援ステーション 童夢「あじさいの丘」 上市市長清水二丁目5番16号	児 童 発 達 支 援	5名	令和3.8.1

ハイジラインもりや株式会社 山形市上柳28番地	多機能型支援ステーション 童夢「あじさいの丘」 上市市長清水二丁目5番16号	放課後等デイサービス	5名	同
----------------------------	--	------------	----	---

山形県告示第667号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年8月20日

山形県知事 吉村美栄子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	福祉施設ドレミファひがしデイサービス 東田川郡庄内町南野字西野8番1	児童発達支援	令和3.7.28
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	福祉施設ドレミファひがしデイサービス 東田川郡庄内町南野字西野8番1	放課後等デイサービス	同

山形県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年8月20日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
戸沢村土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡戸沢村大字名高1593番地の96
- 3 認可年月日
令和3年8月10日

山形県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営吉田新堀西野地区土地改良事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月20日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営吉田新堀西野地区土地改良事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和3年8月23日から同年9月21日まで
- 4 その他
(1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
(2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月

以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営上堰・八ヶ村堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上堰・八ヶ村堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和3年8月23日から同年9月21日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営西郷名取地区（第2事業区）土地改良事業に係る換地処分をした。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年8月20日から同年9月3日まで縦覧に供する。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市大字鶴巻田字前坂山1139番4から 同 上柳渡戸字西原1139番3まで	旧	10.2メートル } 8.8	46メートル
同 上	新	13.1メートル } 10.0	同 上

山形県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年8月20日から同年9月3日まで縦覧に供する。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢関山線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字鶴巻田字前坂山1139番4から
同 上柳渡戸字西原1139番3まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月20日

山形県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和3年8月20日から同年9月3日まで縦覧に供する。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長井白鷹線
- 2 供用廃止の区間 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字中川原三1762番3から
同 七反二1494番4まで
- 3 供用廃止の期日 令和3年8月20日

山形県告示第675号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住宅確保要配慮者 居住支援法人の名称及び住所	支援業務を行う 事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人山形身元保証センター 酒田市入船町2番42号	酒田市入船町2番42号	令和3.7.12

山形県告示第676号

次の開発行為は、完了した。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和3年7月7日 指令置総建第52号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高島町大字福沢字福沢一459番2、459番3、459番6、459番7、459番10
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ

山形県告示第677号

次の開発行為は、完了した。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和3年7月21日 指令置総建第56号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
南陽市三間通字傾城橋637番1、641番3、641番18、651番2、659番3の一部、651番2地先水路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東置賜郡高島町大字石岡943番地 川井 正市

山形県告示第678号

次の開発行為は、完了した。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和3年8月4日 指令置総建第59号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第一工区
南陽市郡山字石堰二65番1、65番3、65番4、65番5、67番9、67番10、70番1の一部、中ノ目字上井904番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
南陽市郡山70番地の1 学校法人青空学園

山形県告示第679号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	西支店	〃 久保田三丁目1番3号	〃	〃
〃	流通センター支店	〃 流通センター二丁目3番地	〃	〃

を

〃	西支店	〃 久保田三丁目1番3号	〃	〃
---	-----	--------------	---	---

に、

〃	鈴川支店	〃 大野目三丁目1番11号	〃	〃
---	------	---------------	---	---

を

〃	流通センター支店	〃 大野目三丁目1番11号	〃	〃
〃	鈴川支店	〃	〃	〃
〃	流通団地支店	〃	〃	〃

に、

〃	飯塚支店	〃	〃	〃
〃	流通団地支店	〃 流通センター二丁目3番地	〃	〃

を

〃	飯塚支店	〃	〃	〃
---	------	---	---	---

に改める。

別表第6中

〃	西五百川支所	〃 〃 大字常盤い67番地の1	〃	〃	〃	〃
〃	大江支所	〃 大江町大字左沢887番地の1	〃	〃	〃	〃
〃	本郷支所	〃 〃 大字本郷丁549番地の1	〃	〃	〃	〃

を

〃	大江支所	〃 大江町大字左沢887番地の1	〃	〃	〃	〃
---	------	------------------	---	---	---	---

に改める。

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、同月30日から施行する。

公安委員会関係

規 則

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

山形県公安委員会

委員長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第6号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（昭和37年10月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 規則第4条第1項の営業所の移転の許可申請書、規則第5条の質屋の管理者の新設又は変更の許可申請書、規則第8条第1項の質屋の営業内容変更届書及び規則第12条の許可証の書換の申請書 別記様式第2号
- (3) 規則第6条の質屋の廃業の届書、規則第7条の質屋の休業又は休業期間の延長の届書、規則第10条の質屋の死亡届書及び規則第14条の2の許可証の返納理由書 別記様式第3号
- (4) 規則第9条の質物の保管設備変更の届書 別記様式第4号
- (5) 規則第13条の質屋の許可証の亡失及び盗難届書及び規則第14条の質屋の許可証の再交付申請書 別記様式第5号

第2条第1項第6号から第11号までを削り、同条第2項中「第1号から第4号まで及び第6号から第9号まで」を削り、「正副2通提出しなければならない。」を「1通を提出するものとする。」に改める。

第4条第1項中「別記様式第12号」を「別記様式第6号」に改め、同条第3項中「別記様式第13号」を「別記様式第7号」に改める。

第5条中「別記様式第14号」を「別記様式第8号」に改める。
別記様式第1号から別記様式第5号までを次のように改める。

別記様式第1号

資料区分	31	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	許可年月日	5. 令和	年	月	日
許可証番号						

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

山形県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏 又 は 名 称	(フリガナ)
	(漢字)
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
住 所	都道 市区 府県 町村
	電話 () - 番
本(国)籍	
営 業 所	(フリガナ)
	(漢字)
所 在 地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。)
	都道 市区 府県 町村
種 別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者
	(フリガナ)
氏 名	(漢字)
	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
住 所	都道 市区 府県 町村
	電話 () - 番
本(国)籍	

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第1号（続票）

資料区分	32	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署)	許可年月日	5. 令和	年	月	日
許可証番号						

管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ) (漢字)								
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	4	5	:	:	:
	住所	都道 府県			市区 町村			電話 () - 番		
本(国)籍										

管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ) (漢字)								
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	4	5	:	:	:
	住所	都道 府県			市区 町村			電話 () - 番		
本(国)籍										

管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ) (漢字)								
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	4	5	:	:	:
	住所	都道 府県			市区 町村			電話 () - 番		
本(国)籍										

質物の保管 設備の概要	
----------------	--

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第2号（続票）

資料区分	3 4	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署					

許可証番号	
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日
氏名	(フリガナ)
又は名称	(漢字)

変更事項

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替									
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日									
管 旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
	氏名	(漢字)								
理 新	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
	氏名	(漢字)								
者 等	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	4	5			
	住所	都道 市区					府県 町村			
	電話 () ー 番									
	本(国)籍									

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替									
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日									
管 旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
	氏名	(漢字)								
理 新	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
	氏名	(漢字)								
者 等	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		0	1	2	3	4	5			
	住所	都道 市区					府県 町村			
	電話 () ー 番									
	本(国)籍									

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

別記様式第3号

資料区分	35	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	届出等種別	1. 廃業・解散・消滅・取消し 2. 休業 3. 死亡			

廃業
 休業届出書
 死亡
 許可証の返納理由書

第2項
 質屋営業法第4条第3項の規定により休業の届出をします。

第1項
 質屋営業法第9条第2項の規定により許可証を返納します。

年 月 日

山形県公安委員会 殿

届出（返納）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号						
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月	日		
氏名 又は名称	(フリガナ) ----- (漢字)					
住所	都道府県		市区町村			
	電話 () - 番					
営業 名称	(フリガナ) ----- (漢字)					
営業 所在地	都道府県		市区町村			
	電話 () - 番					

廃業(解散・消滅・死亡・取消)日	4. 平成 5. 令和	年	月	日		
休業期間	4. 平成 5. 令和	年	月	日	から	の間
発見・回復日	4. 平成 5. 令和	年	月	日		

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業事由	

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第3号（続票）

許可証番号	！！！！	！！！！！！	
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)		

終了 行為 者	氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)										
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日		
	住所 又は所在地	都道府県					市区町村					
	営業主と 続柄	電話 () ー 番										
終了 年月日	4. 平成 5. 令和	年	月	日								

記載要領

数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第4号

受理警察署	（	署）	受理年月日	5. 令和	年	月	日
-------	---	----	-------	-------	---	---	---

質物保管設備変更届書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号							
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日	
氏又は名称	(フリガナ) (漢字)						
営業所	名称	(フリガナ) (漢字)					
	所在地	都道 府県	市区 町村				
		電話 ()		-		番	

工事期間	5. 令和	年	月	日	から	5. 令和	年	月	日	まで	の間
工事完成までの保管場所											

変更事由											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第5号

資料区分	36	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	再交付日	5. 令和	年	月	日

許可証亡失・盗難届出書
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。
質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

山形県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

許可証番号						
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月	日		
氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)					
営業所名称	(フリガナ) (漢字)					
所在地	都道 府県		市区 町村			
	電話 ()					番

亡失又は盗難の日時、場所	日時	
	場所	

再交付申請の理由	
----------	--

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第6号から別記様式第11号までを削り、別記様式第12号中「山形公委 収」を「山形公委」に改め、「@」を削り、「山形公委防収」を「山形公委」に改め、同様式を別記様式第6号とし、別記様式第13号を別記様式第7号とし、別記様式第14号を別記様式第8号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

質物の保管設備基準の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月20日

山形県公安委員会
委員長 北 村 正 敏

山形県公安委員会告示第3号

質物の保管設備基準の一部を改正する規程

質物の保管設備基準（平成4年12月県公安委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「甲種防火戸又は乙種防火戸」を「防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 3. 7. 20	第223号	772	下から2	第7号	同項第7号
同	同	同	同	第5号	同項第5号